

令和元年第4回下仁田町議会定例会会議録第1号（9日）

招集年月日	令和元年12月9日					
招集の場所	下仁田町議会議場					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和元年12月9日午前10時00分			議長	島崎紘一
	閉会	令和元年12月17日午前10時08分			議長	島崎紘一
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席名 欠員名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	小井土光弘	○	7	佐藤博	○
	2	大手博幸	○	8	千野榮治	○
	3	佐々木信也	○	9	島崎紘一	○
	4	岡田邦敏	○	10	堀口博志	○
	5	木暮弘元	○	11	岡田武二	○
	6	岩崎正春	○	12	佐藤公夫	○
会議録署名議員	5番	木暮弘元	6番	岩崎正春		
職務のため議場に 出席したものの氏名	事務局長	岩井収		書記	佐藤里奈	
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町長	原秀男		農林課長	佐藤正明	
	教育長	茂木学		商工観光課長	佐藤圭司	
	総務課長	岡野均		建設水道課長	阪本睦	
	企画課長	猪野馨		教育課長	大小原敏江	
	住民税務課長	猪野ともえ				
	会計課長	林通典				
	福祉課長	岡田恵子				
	保健課長	永井邦佳				

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
町長あいさつ
- 3 一般質問

会 議 の 経 過

開 会 令和元年12月9日 午前10時00分

○議長 島崎紘一 ただいまから、令和元年第4回下仁田町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

○議長 島崎紘一 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、5番 木暮弘元君と、6番 岩崎正春君を指名いたします。

○議長 島崎紘一 続いて、日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期については、さきの議会運営委員会で本議会の運営等について協議がされておりますので、その結果について、報告を求めます。議会運営委員長

(堀口博志議会運営委員長 登壇)

○議会運営委員長 堀口博志 おはようございます。

議長のご指名がありましたので、議会運営委員長報告を申し上げます。

去る11月29日、午前11時7分から303委員会室において、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、日程及び議案の取り扱い等の議会運営に関する事項について、協議をいたしましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日から12月17日までの9日間とし、審議日程につきましては、お手元に配付されている日程表のとおりであります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、町長にご挨拶をいただ

きます。その後、一般質問を木暮弘元議員、小井土光弘議員、岩崎正春議員の3名の方が行います。

また、一般質問終了後、全員協議会を開催し、本定例会に提案されております議案等の細部にわたる説明をしていただきます。さらに、時間内に終了しない場合は、11日に引き続き開催させていただきます。

10日は休会といたします。

11日は、引き続き全員協議会を開催する場合は終了後、9日に全員協議会が終了した場合は、午前10時より本会議を開催し、諮問第3号から諮問第4号の後、第77号議案から第79号議案までの提案者の説明、質疑、討論、採決を行います。

次に、第80号議案から第84号議案の補正予算については、提案者の説明、質疑の後、予算決算特別委員会に付託し、審査をお願いすることに決定しました。

12日は、予算決算特別委員会を開催し、13日及び16日は各委員会の予備日といたします。

14日及び15日は、休日につき休会といたします。

17日最終日は、本会議を開き、委員長から委員会審査の報告を受けた後、第80号議案から第84号議案に対しての討論、採決を行い、全日程を終了する予定です。

以上、この会期、日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長 島崎紘一 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、お手元に配付の日程表により、本日から12月17日までの9日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月17日までの9日間と決定いたしました。

○議長 島崎紘一 続いて、町長から定例会招集の挨拶を願います。町長
(原秀男町長 登壇)

○町長 原秀男 皆さん、おはようございます。

令和元年第4回下仁田町議会定例会開会に当たり、ご指名をいただきまし

たので、一言ご挨拶を申し上げます。

朝晩の冷え込みも日ごとに厳しさを増しており、特産の下仁田ねぎも旬を迎え、再整備しました道の駅しもにたも活況期となっております。

さて、本定例会には、人権擁護委員候補者の推薦に係る諮問2件に加え、規約変更、条例設置及び各会計の補正予算など、第77号議案から第84号議案まで計8件の議案をご提案申し上げます。

いずれの案件についても、後ほど担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和元年第4回議会定例会開会に当たりましての挨拶といたします。本日は大変ご苦労さまでございます。

○議長 島崎紘一 次に、日程第3、一般質問を行います。

通告書に従いまして質問を許します。木暮弘元君

(木暮弘元議員 一般質問席へ)

○5番 木暮弘元 議長のお許しが出ましたので、5番議員、木暮弘元が教育行政について一般質問をさせていただきます。

過日の台風19号の対応につきましてはご苦労さまでした。また、被災された方々には、心からお見舞い申し上げます。

本日は7項目の質問をしますので、よろしくお願いいたします。

災害対応について、災害時の小中学生対応について伺います。

日頃は避難訓練を実施していますか。避難訓練は、年間の回数は何回ぐらいでしょうか。

○議長 島崎紘一 教育長

○教育長 茂木学 教育課長に答弁させます。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 木暮議員の質問にお答えいたします。

小中学校では、地震、火災、不審者対応等の避難訓練として、学期ごとに実施しております。小学校は年4回、中学校は年3回実施しております。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 災害時、誰が避難指示を出すのですか、お伺いいたします。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

管理職である校長が避難の指示を行います。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 避難誘導は誰が出すのですか。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

避難誘導は教職員が行います。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 次に、避難場所はどこでしょうか。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

避難場所は小中学校とも各校庭となっております。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 避難経路はどうなっていますか。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

避難経路は状況に応じての対応となりますが、教職員が危険な場所を回避し、児童生徒を安全に誘導して、非常口等より校庭へ避難することになっております。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 次の質問は、避難の最終判断は誰が出すのですか。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 管理職である校長が判断いたします。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 保護者への連絡方法はどのようにするのですか。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 災害時等の保護者への連絡方法は、各学校より緊急メールを配信し、連絡することになっております。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 避難後の連絡等の対応については。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 災害時等の連絡につきましては、マニュアルにより各学校より教育委員会等関係機関に通報するとともに、保護者へは緊急メールで対応を配信し、連絡することになっております。

なお、先の台風19号は、土曜、日曜日であったため、学校での対応はございませんでしたが、災害はいつ発生するかわかりません。今後も災害時、緊急時を想定した避難訓練を実施し、学校、家庭、教育委員会、町との連携

を図り、取り組んで参りたいと考えております。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 例えば通常の土日以外、保護者が自宅に不在で連絡をとれない場合に、保護者、児童生徒に対してはどのように対応しているかも考慮が必要だと思われます。お答えはよろしいです。

次にいきます。

学校を休んでいる児童生徒、教職員の対応について伺います。

下仁田町には、休んでいる小学生、中学生はいますか。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

小中学校からは、休んでいる不登校、不登校傾向の児童生徒がいるとの報告を受けております。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 何人ぐらいいるんですかね。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

10月末現在では、小学校では不登校傾向2人、中学校では不登校1人、不登校傾向1人と報告を受けております。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 ほかにはいないようですので、次は、下仁田町は、その対応については。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

教育委員会では、小中学校に心の相談員を配置し、不登校児童生徒への支援に努めております。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、福祉部局との連携を図り、不登校の解消や未然防止に努めております。

また、小学校では、スクールカウンセラーや心の相談員との連携を図りながら、相談活動の充実に努めております。中学校では、学校生活や家庭生活における悩みや問題を抱える生徒や保護者に対して、スクールカウンセラーや心の相談員と連携し、積極的に教育相談を行い、不登校や登校を渋る傾向にある生徒に対し、学校生活に適應する指導、助言に当たっております。

なお、不登校の児童生徒は、登校しても、なかなか教室に入れないため、別室登校になりがちですが、別室登校の児童生徒に対しては、教職員が交代

で対応しております。また、担任から保護者へ連絡を入れたり、保護者から学校へ連絡をいただいたりして、毎日、保護者との関係を密にして状況把握を行い、登校出来るよう取り組んでおります。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 ただいま課長の答弁を伺いました。

児童生徒の心の悩みなので、細心の注意を払い、心の込もった対応をよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、休んでいる教員は何人ぐらい把握していますか。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

小中学校からは、休んでいる教職員の報告はございません。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 休んでいる教員は、全国、群馬県でも新聞報道がされています。

下仁田町にはいないということで安心しました。

次にいきます。

次は、いじめの問題について伺います。

小中学校においては問題がありますか。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

初めに、いじめの定義についてお答えいたします。

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から次のとおり定義されております。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（これはインターネットを通じて行われるものも含まれます）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

なお、起こった場所は、学校の内外を問わないと定義されております。

いじめは、人として決して許されない行為であります。どの児童生徒たちにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性でなく継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要となります。

なお、小中学校からは、毎月、いじめについての報告を受けております。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 ただいま課長の説明を伺いました。

次に、小学生の児童対児童は何件ぐらいあるんでしょうか。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

小学校からは、10月末現在、2件が経過観察しているとの報告を受けております。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 次は、中学校は生徒対生徒は何件ぐらいあるんですか。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 中学校からは、10月末現在、7件が経過観察しているとの報告を受けております。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 次は、学校、教育委員会の対応はどのようにしていますか。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

小中学校では、いじめ防止基本方針を策定しております。まず、いじめの未然防止のための取り組みとして、いじめについての指導や、あいさつ運動などを実施しております。

次に、いじめの早期発見に向けての取り組みとして、全教職員が児童生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、小さな発見を見逃さないことや、全児童生徒を対象に毎月アンケートを実施しております。

次に、いじめ防止等の対策のための組織を設置し、いじめの早期発見、早期解消に努め、いじめ防止活動年間計画を作成して、全教職員で共通理解のもと取り組んでおります。

また、教育委員会では、町教育行政方針の重点施策、学校教育の充実の中で、豊かな心の育成として、学校人権教育では、人権尊重の理解を深め、豊かな人権感覚を身につけさせるよう努めております。また、いじめ防止では、誰もが安心して学習に取り組むことができる教育環境を実現するため、いじめの未然防止に努め、学校いじめ防止基本計画の適切な点検と見直しを通じた組織的な取り組みを推進しております。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 次は、現在、マスコミ等で問題視されている教職員と児童の体罰の問題はあるのか。何件ぐらいありますか、伺います。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

小中学校ともない旨の報告を受けております。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 ただいま課長の答弁をお聞きいたしました。新聞では、全国、群馬県、昨年より多発しているということでございます。当町にないということを知って安心いたしました。

次にいきます。

現在、マスコミ等で問題視されている教職員同士のいじめ問題はありますか。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 小中学校ともない旨の報告を受けております。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 教職員のことについては、全国、群馬県にも報道されています。下仁田町ではないので安心いたしました。

ただ、いじめの問題について質問させていただきましたが、保護者にいじめられた側といじめられた側にはきちんと連絡をしているのか、その辺をよろしくお願い申し上げます。

次にいきます。

次は、中学生の海外派遣事業について。

令和2年度は何人を想定していますか、お伺いいたします。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

中学1年生を対象にしたアンケート等により、18人を想定しております。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 その基準について伺います。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

下仁田町中学生海外派遣事業実施要綱第7条に参加資格を規定しております。第7条では、下仁田中学校の生徒のうち、原則として2年生で次の各号に該当する者または教育長が特別に認める者と規定しております。第1号は、海外派遣体験を通じて、帰国後、各種の国際交流事業に積極的に協力することができる者。第2号は、心身ともに健康で、協調性があり、国際親善を進める代表者としてふさわしい者。第3号は、基礎的な英会話の能力を有する者。第4号は、過去においてホームステイや長期間にわたる海外生活の経験

のない者。第5号は、本人が積極的に希望するとともに、保護者の承諾を得た者。第6号は、英検5級以上に合格している者。第7号は、中学校卒業までに英検3級以上を合格するよう努力できる者。第8号は、学校の代表として学校長の推薦が得られる者。第9号は、所定の研修を良好な成績で修了できる者となっております。この参加資格に該当し、希望する生徒が参加できることとなります。

なお、現在は、参加人数の制限を設けておりませんので、希望する生徒は全員参加できることとなっております。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 次に、参加者の意識について、中学生の海外派遣は、下仁田町中学校の代表、下仁田町地域の代表、群馬県の代表、ひいては日本の代表としての心構えを講義し、実践したのか。例えば相手国の国旗・国歌に敬意を、日本の国旗・国歌に敬意を、そして日本の文化、郷土の文化等を認識させているのか伺いたい。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

教育委員会では、参加者を対象に事前研修会を開催しております。目的は、各学習を通して、郷土の代表、日本人としての自覚を持つ。海外の生活、英会話等の学習により、海外の生活に備える。学習を通して、協調、友情、信頼関係を深め、楽しく有意義な海外研修となるようにする。健康、安全に留意するとともに、自主自立の心を持つとなっております。この目的に沿った事前研修を行っております。また、中学校でも事前研修会を数回開催しております。

なお、現地の学校で開催される日本フェスティバルでは、参加生徒が法被を着て日本の文化を紹介しており、毎回好評を得ております。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 ただいま教育課長の答弁に続きまして、教育長さんにお伺いいたします。

教育長さんは、中学校の現場、そして続いて教育長になりましたので、現在、教育長としての立場から、中学生の海外派遣についてのお考えを伺いたいと思います。

○議長 島崎紘一 教育長

○教育長 茂木学 お答えします。

私も教頭のと看1回、そして校長のと看1回、オーストラリアの現地の

学校に行って参りました。そのような引率の経験、そしてその後の生徒の成長の様子というんですかね、それを見まして、海外派遣は子供にとって外国の生活を知る上で大変勉強になっているなというふうに考えております。

また、卒業生の様子を見ておりますと、卒業してから大学で英語を専攻する生徒もおります。また、JICAに参加して国際的に活躍している生徒もおります。このようなことから、中学生を海外に派遣するということは、これからのグローバル化された世の中では、非常に必要であって、大変有意義なことであるというふうに考えております。

以上です。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 ありがとうございます。しっかりと今後も、この派遣事業、生徒の育成等やっていただければと思います。

次にいきます。

予算の詳細について伺います。全体の内訳、引率者の内訳、保険金、パスポート、バス代等詳細にお願いいたしたいと思います。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

今年度の海外派遣事業の収支でございますが、収入は260万円で、参加者負担金となっております。支出は701万6,212円で、内訳は、パスポート証紙代16万5,000円、海外派遣委託費674万2,800円、報告書印刷代7万9,200円、その他、写真代等2万9,212円となっております。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 生徒の個人負担金は幾らでしょうか。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

個人の負担金は、1人20万円となっております。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 引率者の負担金はないのですか。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 引率者の負担はございません。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 引率者の日当は支給しているのですか。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

教育委員会の引率者には、8日間の日当8,800円が支給されております。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 今、日当8,800円ということを伺いました。

次に、引率者の1人金額はどのくらいかかっていますか。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

引率者1人当たり41万4,000円となっております。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 引率者は何人で、総額幾らぐらいですか、伺います。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

引率者3人で124万2,000円となっております。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 町負担金の支出はどのくらいでしょうか、伺います。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

町負担は441万6,212円となっております。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 町の税金で負担金を支出していることを参加者全員に周知しているのか伺います。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

参加者全員に事前研修等において周知しております。

なお、帰国後の挨拶や中学生海外派遣事業報告書の中でも、参加者から保護者、学校、町、教育委員会に対する感謝の言葉がつつられております。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 次に、原町長に中学生の海外事業について、その意義と見解をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 島崎紘一 町長

○町長 原秀男 はい、お答えします。

やはりこの派遣事業、24年目になるということです。子供たち、やはり若いうちにいろいろな環境、世界を見るということは、非常に大人になって

大きな糧になると、この考えで恐らく始められたと思います。まさに私もそのように思っております。それに加え、現在ますますグローバル化してきておりますし、また国も英会話教育、そしてまた英語教育、小学生から取り入れるぐらいですから、いかに英語というものが必要とされるか。そういった意味で、この海外派遣事業、本当にその先駆けたな感じもしております。今後もしできる限り子供たちに勉強させてやりたいと思っております。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 町長の気持ち伺いました。

次にいきます。

生活の貧しい家庭についての対応を伺います。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

下仁田町中学校派遣事業参加者負担金に関する内規により、対象者が減免を希望したときは、要保護世帯10万円、準要保護世帯5万円の減免が出来る規定としております。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 ただいま課長の答弁を伺いました。負担金ですが、貧しい家庭でも、差別なく町で全額負担をお願いしたいと思います。それは私の希望であります。これも明日の下仁田を担う子供たちへの投資ではないでしょうか。先ほど原町長が答えていましたことについて繋がると思いますので、ぜひ原町長にも一言だけ、先ほどグローバル化等いろいろなことについてお答えをいただきました。この貧しい家庭についてのことについて、一言コメントをいただければと思います。

○議長 島崎紘一 町長

○町長 原秀男 そうですね、前向きに検討していきたいと思えます。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 前向きということでございますけれども、しっかりとやっていただければと思います。

次にいきます。

部活動外部指導者について伺います。

部活動外部指導者の導入について規約はありますか。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

下仁田町部活動指導員設置要綱により、本年4月1日から実施しております。

す。趣旨は、中学校に運動部活動指導員を設置することにより、部活動の充実及び教員の働き方改革の実現を図ることを目的としております。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 現在の指導者数は。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

ハンドボール部の指導員1人となっております。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 それ以外にも申請があるのですか。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

現在、新年度に向けて中学校に意向調査を実施している状況でございます。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 どうすれば申請が可能なんですか。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

部活動指導員設置要綱第2条に、指導員は、次の各号の要件を全て満たす者で、指導員として適格性を有すると校長が認めるものについて、運動部活動指導員配置申請書による申し出書により教育委員会が任用することとなっております。第1号は、教育現場にふさわしい人格と見識を持っている者。第2号は、部活動指導等の経験を有し、競技等における専門的な指導の出来る者となっております。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 次にいきます。

ブラック部活について伺います。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

ブラック部活とは、主に小中学校及び高校において、生徒と保護者の同意を得ず部活動に入部を強制させたり、生徒の人格を否定するような暴言や、体調を崩すほどのサービス残業のことと言われております。

なお、中学校からはこのような報告は受けておりません。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 次に、顧問、指導者、部員に対して体罰や人格否定、暴言等の事例はないのですか、伺います。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 このような事例はございません。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 長時間拘束などの問題のある部活動の事例はないのですか。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

こちらもございます。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 休日返上で教員の過度な負担はないのですか。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

こちらにつきましてもございません。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 全国、群馬県でも、過度のブラック部活で、顧問、指導者が部員に対し、体罰や人格否定、暴言等の事例が新聞紙面に報道されています。下仁田町にはないということの答弁をいただきました。今後は、細心の注意をし、見守っていきたいと思っております。

次にいきます。

食物アレルギーの対策について伺います。

下仁田町はアレルギーの対象者は何名ぐらいいますか。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

小中学校に確認したところ、小学校14人、中学校9人との報告を受けております。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 下仁田町のアレルギーの対象者の対応を伺います。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

群馬県が作成した学校における食物アレルギー対応マニュアルでは、まず全教職員が食物アレルギーに対して正しい知識を持つ、次に児童生徒の情報をしっかり収集し、その児童生徒に合わせた「個別取組プラン」を作成し取り組む、そして誤食などの緊急時の体制をしっかりと作っておくことが基本となっております。

小中学校では、このマニュアルを活用し、それぞれの状況に合った取り組

みを行い、食物アレルギーを有する児童生徒が安全・安心に学校生活を送れるよう取り組んでおります。

また、給食センターでは、栄養教諭が作成する通常の給食献立のほか、アレルギー献立及び成分分析表、アレルゲンの含有が確認できる詳細献立を作成し、食物アレルギーを有する児童生徒を持つ保護者に確認していただき、ご家庭での対応をお願いしている状況となっております。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 ただいま課長の説明を伺いました。

過日、私が全員協議会で質問しました。答弁で、給食の外注を実施するという説明がありました。大切な命がかかっていますので、細心の注意をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、教職員の働き方改革について。

法律改正による働き方改革に対する変化等をお願いしたいと思います。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

働き方に対する変化でございますが、教職員の多忙化解消に向けた協議会からの提言、5つのポイントの確実な推進を求められております。ポイント1は業務に専念できる環境の確保、2は部活動の負担軽減、3は長時間労働という働き方の改善、4は労働安全衛生管理体制の整備促進、5はその他、学校閉庁日の設定等となっております。教育委員会及び各学校では、教職員の多忙化解消に向けて連携して取り組んでおります。

まず、環境の確保では、会議、研修、行事等の見直しや改善を行っております。

次に、部活動の負担軽減では、活動方針を策定し、月曜日は部活動なし、平日は2時間程度、学校休業日は3時間程度の活動で終わることや、週2日以上以上の休養日を設定して負担軽減を図っております。部活動指導員の設置も、働き方改革の一環となっております。

次に、長時間労働では、勤務時間等の記録を行い、記録の結果を分析して、多忙化解消に向けた活用をしております。

次に、労働安全衛生管理体制では、面接指導やストレスチェックを実施しております。

次に、長期学校休業日に学校閉庁日を設定し、休暇取得の促進に向けた環境整備を行っております。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 わかりました。

次に、下仁田町教育委員会の対応についてお伺いします。

○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 大小原敏江 お答えいたします。

働き方改革に関する関係法令が整備され、全国的にも取り組みが進められる中であって、学校における働き方改革、教職員の多忙化解消は、喫緊の課題となっております。

ただいま群馬県教育委員会より、教育職員の勤務時間の上限に関するガイドライン策定の指示がございますので、現在、教育委員会では、令和2年4月施行に向けて、県のガイドラインを参酌し、ガイドラインを作成しているところでございます。

今後においても、教育委員会では、各学校と連携して、学校における働き方改革、教職員の多忙化解消に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 島崎紘一 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 教職員の多忙化解消にぜひとも実行していただければ幸いです。

議長、あと何分でしょうか。

○議長 島崎紘一 あと18分。

○5番 木暮弘元 そうですか。大体質問が終わりましたので、まとめに入らせていただきます。

いきます。

私は、教育行政と一般行政は常々両輪だと考えております。教育行政は過疎化の歯どめにもなります。教育委員会はしっかりと気配りをしていただきたいと思っております。

ちょっと時間が残っておりますけれども、これで一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長 島崎紘一 ここで暫時休憩をいたします。

なお、再開は午前11時5分といたします。

休 憩 午前10時52分

再 開 午前11時05分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開いたします。

小井土光弘君

(小井土光弘議員 一般質問席へ)

○1番 小井土光弘 議席番号1番、小井土光弘、議長の許可を得ましたので、通

告書に基づき質問させていただきます。

質問の要旨といたしまして、安全性向上にアクセルブレーキ踏み間違い対策装置の活用についてです。

近年、高齢ドライバーによる交通事故について、テレビや新聞等の報道で目にします。最近も高速道路での逆走事故が報じられておりましたが、アクセルペダルとブレーキペダルの踏み間違いによる事故も、全国的に多発しているようです。

今回は、アクセルブレーキ踏み間違い対策装置の活用について、当町でも取り入れられたらいかかと思ひ、質問させていただきます。

最初に、町内における高齢者ドライバーの免許所有者数について伺います。

○議長 島崎紘一 町長

○町長 原秀男 総務課長に答えていただきます。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

下仁田町におきましては、平成23年度より高齢者による交通事故の減少を図るため、下仁田町高齢者運転免許証自主返納支援補助金交付要綱に基づき、自主返納された方へ支援制度を設けております。この要綱に基づく高齢者ドライバーは65歳以上と規定しておりまして、当町における65歳以上の自動車運転免許証取得所有者につきましては、平成30年12月末現在でございまして、2,151名でございまして、内訳としましては、男性1,301名、女性850名です。

○議長 島崎紘一 小井土光弘君

○1番 小井土光弘 運転免許返納制度についてですが、その制度の内容と自主返納された方の人数についてお伺いいたします。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えします。

最初に、制度の内容でございまして、町の制度といたしましては、65歳以上の方が免許証を自主返納された場合に、返納時に群馬県公安委員会が交付いたします運転経歴証明書の交付手数料に1,100円が必要となります。その交付手数料全額をまず町が助成しております。その他の制度といたしましては、群馬県公安委員会が交付した「運転経歴証明書」を提示した場合には、上信電鉄の乗車料金が半額となります。また、群馬県タクシー協会に加入しているタクシー会社を利用した場合には、利用料金が1割引きとなる制度も、これは各事業者なんですけれども、事業者で実施してございます。

次に、自主返納者の数についてでございます。平成28年度が22名、平成29年度が34名、そして平成30年度が27名という状況でございます。

○議長 島崎紘一 小井土光弘君

○1番 小井土光弘 毎年30名程度の方が自主返納制度を利用しているようですね。しかし、下仁田町の地理的条件からすると、なかなか免許がないと、移動手段等大変な状況は事実です。そこで、高齢者の事故の未然防止の観点から、踏み間違い装置の導入も必要と考えています。

踏み間違い対策装置の種類について3種類あると聞いていますが、どのようなものがあるか伺います。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 まず、1つ目の装置でございますが、ペダルの踏み間違いをした場合に、急発進を制御する装置です。

2つ目としましては、ペダルの踏み間違いや自動車の停止時及び徐行時において、アクセルペダルが強く踏み込まれたときに、アクセルを機械的に制御する装置で、こちらはワンペダル方式と呼ばれる装置でございます。

3つ目でございますが、自動車の停止時及び徐行時において、前方、または後方の障害物を車体に装備されたセンサーが検知し、アクセルペダルが強く踏み込まれたときに加速を制御する装置というのもございます。

以上でございます。

○議長 島崎紘一 小井土光弘君

○1番 小井土光弘 続きまして、諸費用についてでございます。

踏み間違い対策装置の設置費用についてですが、設置するのに幾らぐらいかかりますか。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えします。

設置します機種により価格差はございますが、急発進を制御する装置の場合は、工賃込みでおおむね4万円程度と聞いてございます。また、ワンペダル方式と車体にセンサーを取りつける装置については、こちらは工賃が別で17万円ほどと聞いております。

○議長 島崎紘一 小井土光弘君

○1番 小井土光弘 現在、群馬県内において踏み間違い装置の設置に対する補助制度を導入している市町村はありますか。また、導入している場合、どの程度補助しているか伺います。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 はい、お答えします。

群馬県内では、令和元年12月1日現在でございますが、6市町村ございます。渋川市、そして甘楽町、千代田町、大泉町、上野村、片品村、この6市町村が補助制度を実施してございます。

補助金の金額でございますが、渋川市、甘楽町については、補助率が3分の2でございます。補助金額の上限額が5万円です。千代田町、大泉町につきましては、補助率が2分の1で、上限額が2万円でございます。上野村は補助率が8割で、上限額が5万円。片品村につきましては、補助率が3分の2で、上限額が6万円と聞いてございます。

○議長 島崎絃一 小井土光弘君

○1番 小井土光弘 既に県内でも6市町村が補助制度を実施しておるようですね。

そこで、町長に伺います。下仁田町でも補助制度を導入する必要があると思っておりますが、町長のお考えをお聞きしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長 島崎絃一 町長

○町長 原秀男 そうですね、この話が夏ごろからかなり広まってきています。広まっているというか、情報として入っています。私も、本人の責任とはいえ、やはりこれも下仁田町にとって高齢者が車に乗れなくなると困ることは、非常に大変なことかなと、全体的にそう感じております。検討も今始めておる中で、状況、条件見ながら迅速に検討していきたいと思っております。

○議長 島崎絃一 小井土光弘君

○1番 小井土光弘 わかりました。ありがとうございます。

令和2年の夏からは、新車のほうも補助装置がないと販売できないということになってくるそうなので、それほど国のほうでも重要な装置だと思ひがあるようなので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

続きまして、質問事項の2の消防団各分団に対するチェーンソーの配備について質問させていただきます。

消防団へのチェーンソー導入の経緯について伺いたいと思ひます。

○議長 島崎絃一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

導入の経過といたしましては、町の消防団から過去の災害時に倒木等で道路がふさがれてしまい、消防活動に支障が生じたということから、各分団に1台ずつ配備して欲しいというような要望を受けたことによるものでございます。このことから、町としましては、国の防災・減災、国土強靱化のため

の3か年計画の緊急対策事業を活用して、導入したいとするものでございます。

補助金の対象資材としましては、エンジンカッター、チェーンソー、油圧切断機、AED、ジャッキ、トランシーバーの6種類に限定されております。

○議長 島崎紘一 小井土光弘君

○1番 小井土光弘 事業者が仕事でチェーンソーをする場合、プロテクターの着用が義務づけられていますが、消防団員に対する安全対策についてはどのように考えているか伺います。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 まず、林業分野におきましては、平成27年10月より、チェーンソーを使用する業務に携わります全ての作業従事者に、チェーンソー防護ズボン、またはチャップスの着用が義務化されております。また、令和元年8月1日より、チェーンソーを使用する業務に携わる全ての作業従事者にも、チェーンソー防護ズボン、またはチャップスの着用が義務化されました。このことから、消防団にチェーンソーを配備する際には、安全に取り扱っていただくために、防護ズボン、またはチャップス、ゴーグルであるとか、あとは防振手袋等の安全対策は必要と考えております。また、チェーンソーの取り扱い研修会も定期的を開催したいと考えております。

○議長 島崎紘一 小井土光弘君

○1番 小井土光弘 続きまして、諸費用についてお伺いしたいと思います。

チェーンソーのプロテクターはどのような種類があり、また購入するには幾らぐらいかかるか伺います。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えします。

プロテクターの種類については、ズボン型と両足の前部分を守るプロテクター型がございます。金額的には、両タイプとも1万円から3万円程度でございます。

○議長 島崎紘一 小井土光弘君

○1番 小井土光弘 消防団員の安全対策のための防護プロテクターの配備は必要と考えますが、町長のお考えをお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長 島崎紘一 町長

○町長 原秀男 本当に消防団員におかれては、今年は本当に大変世話になったと。また、毎年ですが、特にそうかなと。そんな中、チェーンソーの必要性があるということで配備させてもらいました。チェーンソーも非常に便利ですが

れども、非常に危険と、そういう道具になります。そんな中、やはり使い方を間違ふといけないと。また、それを防ぐためにも、検討を前向きにしていきたいと思ひます。

○議長 島崎紘一 小井土光弘君

○1番 小井土光弘 ありがとうございます。

町民の安心・安全を守る消防団員の安全を守るのが大事だと思いますので、ぜひ前向きの検討をよろしくお願ひします。

時間が余ってしまいましたが、これで一般質問を終わりにしたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長 島崎紘一 ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時20分

再 開 午前11時22分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開いたします。

続いて一般質問を行います。

なお、岩崎議員については、質問の内容によって、区切りのいいところで休憩の申し出をしてください。

なお、参考資料として配付することを許可しましたので、よろしくお願ひします。

岩崎正春君

(岩崎正春議員 一般質問席へ)

○6番 岩崎正春 ただいま議長のお許しをいただきましたので、議席番号6番、岩崎正春が通告書に従ひまして質問いたします。

まず最初に、10月11日から12日にかけて関東地方に上陸した台風19号により被害を受けた皆様にお見舞いを申し上げます。

前橋気象台、西野牧観測所によると、11、12の2日間の総雨量469.5ミリは、県内最大の降水量。1時間の最大雨量は、10月12日08時52分、43.0ミリと、記録的な大雨により、その被害は大変広範囲に及びました。それでも人的被害を免れることが出来たのは、町民皆様ご自身の判断や、町長を初め職員、消防団員、民生委員、区長さんのご尽力によるものだとご慰労申し上げます。

なお、議員各位においても、それぞれの地域で対応していただいたわけでございます。

このたびの19号台風に限らず、過去、平成19年の台風9号の被害、平成26年の大雪被害、また被害の主な場所は、他地域とも毎年のように過去

の例にない大きな被害の拡大が懸念されております。令和時代、今後も台風に限らず地震や土砂災害、大雪など予断は許されない気象現象が繰り返されております。よって、今回の質問も繰り返しの質問になるかもしれませんが、その点をご容赦ください。

過去の経緯を振り返りますと、下仁田町防災計画は平成10年度に全面改正され、平成20年度にも水防計画を作成しております。平成29年度に改定して、今の防災マップ作成と配布となっているわけです。そういう経過も踏まえまして質問いたします。

なお、広報しもにた12月号で、台風19号についての記事が掲載されました。わかりやすい内容だったと思います。ここでは同じ内容の質問になる部分もあるかと思えますけれども、下仁田町の被害状況、それに対応、執行と議会での対策と活動を広く知っていただき、願わくばふるさと応援寄附金等の啓蒙につながれば幸いだと思っております。

なお、災害防災関係の一般質問は、私、過去4年ほどしておりますが、災害の状況と対応も常に変化しています。改めて確認しながら質疑を行いますので、真剣にて賢明なご答弁をお願い申し上げます。

このたびの19号台風は、10月9日ごろからの早い段階から、1958年9月27日に上陸し、死者1,200名以上の犠牲者を出した狩野川台風に類似していて、大きくて強い台風と言われてきました。そのことも踏まえて質問いたします。

まず、台風19号の災害と復旧についてお尋ねいたします。

最初に、初動対応についてお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長 島崎紘一 町長

○町長 原秀男 まず、総務課長に答弁していただきます。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

初動の対応についてでございますが、今回の台風19号につきましては、まず10月11日の午前10時30分より、全課長職全員による台風19号対策会議を開催いたしました。こちらについては、気象庁、前橋气象台から発表された台風情報をもとに、職員初動マニュアルで定められました風水害における職員の動員手順、また各課の役割分担を確認するとともに、台風に備え土のうを準備させていただき、台風の接近に備えました。

当日の10月12日の対応については、時系列にご説明させていただきたいと思っております。

まず、午前6時に初動動員といたしまして、総務課の地域安全係が集合しました。その後、午前7時に下仁田町災害警戒本部を設置し、全課長に招集をかけさせていただいております。続きまして、午前7時12分、気象庁が大雨・洪水・強風・雷注意報を発表しております。午前9時、下仁田町防災対策本部を設置し、全職員を招集してございます。午前9時10分に気象庁が大雨・洪水警報を発表してございます。また、災害対策本部の設置の経過といたしましては、降り始めからの総雨量が100ミリを超えたことや、また雨の強まりや災害の発生の危険性が強まったことから、午前9時に災害警戒本部から災害対策本部に移行し、全職員に対して動員メールを出したというような経過でございます。

○議長 島崎紘一 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 今、課長の答弁によりますと、職員の防災初動マニュアルがあるということなのですが、甘楽町ではホームページ等で広く公開しております。こういった初動マニュアルもぜひ議員の手元に配付していただけるよう、ここで要望しておきます。

なぜかというのと、こういった手順で行われているかということの部分について、補足的なことも知っていれば、議員もできるのではないかなというふうに思っております。

また、甘楽町で、別に他市町村と特に比較してどうこうと云々というわけではありませんけれども、甘楽町では既に10月11日4時には災害警戒本部を設置して、午後6時には自主避難所を秋畑地区に開設しております。

今回、人的被害がなかったのは、たまたま被害がなかったのか、対応が適切だったために被害がなかったかということも十分検証していかなければならないなというふうに思っていますので、質問を続けさせていただきます。

また、エリアメールとかSNSの発出の経緯等を教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

エリアメールであるとかSNSの発信の経緯でございますが、今回の台風19号の台風状況につきましては、まず広く町民に知っていただくと、周知していただく目的から、10月11日の午後6時に防災無線により台風状況の注意喚起をしております。その後、10月12日午前7時に災害警戒本部を設置した時点で、防災無線とエリアメールによる再度の注意喚起を行わせていただきました。今後は、防災無線放送時に合わせ、エリアメールの利用

者への情報提供を一緒に行って参りたいと考えてございます。

○議長 島崎紘一 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 エリアメールの受信者の数は、前の答弁でも900件くらいあるということなんですけれども、それと同時にSNSでツイッターで同様な情報発信をしているかと思えます。これはこれでエリアメールと違って、特に申請とかそういうものは必要ではなくて、誰でも見られる状況なので、これも必要かなと思えますが、ただ、私が見ていると思うのは、検索のタグを防災とか検索しやすいようにするためには、にやくっちというアカウント名はどうなのかなというふうに思えます。検索しやすさという点では、やはり下仁田防災係とか防災情報とかというアカウントにしたほうが検索はしやすいかなと思えますけれども、その点はどうでしょうか。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 答えします。

今回、台風19号に係るツイッターでの情報発信につきましては、下仁田町で唯一運営します商工観光課の公式アカウントにより発信させていただきました。このツイッターを運用するに当たりましては、下仁田町商工観光課の公式ツイッター運用ポリシーを定めてございます。運用ポリシーに定められました情報発信内容といたしましては、情報観光、イベント等の情報のほかに、緊急情報の発信もすることとなっております。これに基づきまして、今回、この台風情報を発信させていただきました。

今後は、緊急情報を幅広く発信する手段について検討して、ツイッターについてのアカウント名も検討していきたいというような形で考えてございます。

○議長 島崎紘一 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 続いて、避難所開設の件についてお尋ねしたいと思います。

これは過去、平成26年9月定例会でも一般質問にて担当課長より答弁いただいておりますが、要約すれば、地域防災計画は小中学校の旧校舎を利用しておるんですが、必ずしも避難所としてふさわしくない場所も発生しているので、防災計画改定に合わせて避難勧告等が発せられた場合に、地域住民の方が安全で避難しやすい場所の避難所に再指定することを検討しておりますという答弁を既に5年前にいただいております。

さらに、平成30年12月定例会では、下仁田町は山間地が多いために、土砂災害の危険地帯が数多くあり、いずれも学校跡地のため、対策工事を実施しておりますが、旧西牧小学校体育館、南野牧社会体育館、旧小坂小体育

館が含まれておりますと。土砂災害危険地帯にそういうものが含まれている場所に設置してあるという懸念が答弁としてあります。今回はさらに荒船の湯も含まれて避難所として活用されたわけですけれども、その後の改善はされたのかということでございます。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えします。

平成29年3月の策定の地域防災計画におきましては、指定避難所を町内15カ所指定してございます。今回の台風では、指定避難所7カ所と荒船の湯を避難所として開設しております。避難所の開設の状況ですが、10月12日の午前8時に保健センターを自主避難所として開設いたしました。その後、午前9時に西牧の活性化センター、矢川の友愛館を開設し、午前9時30分に下仁田高等学校の体育館、馬山社会体育館、小坂社会体育館、また青倉社会体育館を開設し、午前10時15分に荒船の湯を開設しました。そして、午後3時45分に下仁田小学校の体育館を開設させていただきました。

旧西牧小学校の体育館と南野牧社会体育館につきましては、施設設備の観点から避難所として使用せず、西牧の活性化センターと荒船の湯を避難所とさせていただきます。

また、小坂社会体育館につきましては、避難所として開設はしたんですけれども、裏山からの出水が激しくなったため、午後3時8分に避難所を閉鎖し、保健センター、または西牧活性化センターに避難していただくよう周知させていただいております。

また、防災マップでは、災害の状況に応じて、各地区の地区公会堂などへの避難もお願いしてございまして、公会堂へ避難された方もおりました。

以上でございます。

○議長 島崎紘一 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 今、答弁によりますと、旧小坂小学校体育館に避難したが、午後3時8分に出水が激しいために、避難した方に移動していただいたということです。ということは、私の想像ですと、最も雨量の激しいときに避難者が移動しなければならないという状況が発生したということです。その点を、何人ぐらいがどのような手段で、主にどこの避難所に移動したか、わかればお願いいたします。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 閉鎖する段階では、1名の方が避難所に避難されておりました。その方につきましては、保健センターのほうに避難していただきまして、

そこに職員が2名常駐してございまして、防災無線等で閉鎖の周知、そして避難所への移動等を周知させていただいたんですけれども、来る方がいると困るということで、そこに職員に待機していただいて誘導したというふうな形をとってございます。

○議長 島崎紘一 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 今回は、たまたま直接避難所に土砂が入り込んだということではなくて、また避難していた方もスムーズに移動したということなんですけれども、対策は急務だと思うんですよね。その辺は、いつ災害というのは、台風だけじゃありませんから、どのように進めるかお尋ねします。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 今後、避難所の関係でございまして。現在、15カ所、避難所を指定してございますが、今回の台風等を教訓に、今後、避難所の精査といえますか、その部分について防災会議等を開催させていただき、その辺の協議等も進めてまいりたいと考えております。

○議長 島崎紘一 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 はい、わかりました。早急に適切な対応をお願いしたいと思います。

そして、避難して、今回は全協でも説明はありましたけれども、公共施設に避難した方だけでも660人避難されたということです。

避難所で聞いたところ、後になって聞いたんですけれども、避難した方の中には、夜半に雨が上がりまして、雨が上がった途端に家に帰った方がたくさんいたということです。実際はどうだったのでしょうか。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

今回、台風19号の影響により避難された方は、町内8カ所の避難所で、発言のありましたように660名の方が避難されました。

10月12日の午後11時の時点では、ほぼ雨は止んでおり、各避難所に避難された方で、雨が止んだ夜間のうちに帰宅された方もおりました。避難所に担当職員がおりまして、帰られる方には、台風の影響が残っておりますので、危険ですから、夜が明けるまで避難所に留まっていたいただきたいというようなお願いはしましたけれども、家が心配などの理由から帰宅されたと同ってございます。

避難所からの帰宅につきましては、災害の状況等を見極めて、危険がなくなるまで避難所に待機していただくよう強くお願いするとともに、日頃から

住民の方への周知も図って参りたいと、このように考えてございます。

○議長 島崎紘一 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 そうですね、夜中の避難というのは、冠水した側溝とか、そういうものがわからないので、せっかく避難していただいて、職員の皆様も夜通しそこについていただいと。避難した方の中には、職員さんも自分の子供や家族があつて安否が心配なところを、朝方まで見守っていただいてありがたかつたという意見もいただいているんですけども、そういった行為は、夜中に帰りたい気持ちもわかりますけれども、せめて本当は避難解除、あるいは明るくなって安全確認が出来てから帰宅するというこも、何らかの形で皆さんにお知らせする必要があるかなと思います。さもないと、せっかく避難した今回の行いが、一つの被害で、犠牲者、もしそういうものが出ると、台なしになってしまいますので、その辺は力を入れて皆さんに啓蒙活動を図っていただきたいと思ひます。

続きまして、台風19号の被害状況と被害額についてお尋ねいたします。

ちょっと時間もありますので、ざつと言ひますけれども、今回の台風19号による被災や災害発生箇所など、防災マップと総合して指定されている箇所以外での被災場所があるか、あるいは浸水、断水、通行止め、崩落等含めてご答弁願えればと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

今回の台風により被災された方の住宅は、令和元年12月2日の現在で50件ございます。原因別の被害状況でございますが、山等の崩落による土砂流入被害が6件、河川の増水や山からの雨水による浸水被害が44件でございます。

土砂の流入被害の発生場所につきましては、防災マップでは、全て土砂災害特別警戒区域、または土砂災害警戒区域で発生しておりました。浸水被害につきましては、防災マップでは重要水防区域には指定しておらず、普段は比較的水量の少ない普通河川が増水し、被害が発生してございます。

それと通行止めについてでございますが、防災マップにある土砂災害警戒区域の指定箇所以外の場所でも、大量の土砂流入・流出、または道路貨物等により通行止めになってございます。通行止めとなった路線で、集落のある路線は16路線、集落がない路線でも8路線が通行止めになってございます。

また、土砂災害警戒区域には、人家のあるところ、指定はこれから想定されるところは指定してございます。

断水につきましては、水道が破裂して断水した地区は、下郷地区、三ツ瀬地区、三本杉地区、3カ所ありました。三ツ瀬地区につきましては、警戒指定区域内ではありませんが、護岸の崩落で水道管が破断し、断水というような状況になってございます。

以上でございます。

○議長 島崎紘一 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 そこで、今回、特に大きな被害箇所として2カ所挙げてみたいと思います。

下河原地区と小坂、滑地区の災害状況の原因と対策、下河原地区はたびたび水害に遭っているわけで、防災マップを見ると、水防地区に指定されていないわけですが、これらの指定されていない理由。また、滑地区は急傾斜や土石流による特別警戒地域にされているが、どうしてあのようなことが起きたのか。それらについてお尋ねします。よろしくお願いします。

○議長 島崎紘一 建設水道課長

○建設水道課長 阪本睦 それでは、説明いたします。

平成19年台風災害後に県で下河原地区に堤防を設置いたしました。今回の令和元年度台風19号では、外水が堤防を超えての被災はありませんでしたが、降り始めからの降水量は、高崎河川工事事務所の雨量計で627ミリ、これが吉崎の観測点でございますが、記録しております。想定を超えた降水による外水位、鑓川が上昇したため、フラップが変異し、手前側からの水が吐けず、消防団の協力により排水作業を行いました。5時に地区内の住宅が浸水するという被害が発生しました。山側の水を暗渠で国道横断し、河川へ排出しておりますが、上信線路を潜り、国道下の暗渠前で木の枝、土砂が詰まり、水が道路にあふれ、下河原へ下っていきました。対策としては、国道横断の水路改良等、河川へ放流させるための対策が必要であると考えております。これにつきましては、道路管理者である県に協力をいただき、効率・効果的な対策を検討しております。

続いて、小坂、滑地区の災害状況と原因、対策についてです。

急傾斜の施設が設置してありましたが、想定を超えた雨量により、法面の上の畑及び法面が崩れ、高さ5メートルの擁壁を決壊させて、土砂が住宅を倒壊させました。対策として、県には、法面工と擁壁工を併用しての対策を考えておるものです。

県管理の河川についてですけれども、重要水防箇所は、県で基準を設置しております。堤防高につきましては、計画高水流量規模の洪水の水位が現況

の堤防高を超える箇所、堤防断面については、現況の堤防断面、あるいは天端幅の2分の1未満の箇所と基準がしております。

重要水防区域については、平成30年度に県で見直しを行いました。下河原地区は、令和元年9月より、浸水想定区域となっております。

先ほど説明いたしましたけれども、滑地区につきましては、防護柵が崩壊しました。県では、擁壁だけでなく、法面工を併用して対策を考えていると説明がありました。避難経路の確認と、早目の行動をとることが大切と考えております。

○議長 島崎紘一 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 私は、もちろん専門家ではないんですけれども、今お配りした資料を見ますと、地元の方に資料提供というか、情報提供していただきました。

道路側に水が出始めたのは、かなり早い時点で道路冠水をしているようです。本来、このグーグルマップで示してある番号が、1のところは、主に悪さをしたというんですかね、道路横断して、暗渠で潜って、直接下河原地区の中に入り込まないように、鑓川に直接流れるようになっていた仕組みらしいんですけれども、これは道路横断した時点のところがかぎの手みたいになっていて、中を覗いてみると、とても複雑な構造をしていて、ここが全く機能しないで、番号1の水が、飲み込むべき水が2のほうに回ったために、この下河原の地区に水が入ったと。

しかも、鑓川から止水防止弁が働いたために、これはどんどん水が溜まってしまって、その裏にあるように消防団が出動して、水を揚げたんですが、全然対応できなかったということです。まあ、これらは、私が素人目に見ると、この辺の構造を根本的に解決しない限りは、また同じような被害に遭われるんじゃないかなと思います。

私が懸念しているのは、やはりこんな年中災害に遭っている土地に住みたくないとかとって、他地区に、安全な場所に避難する方だけならいいんですけども、町外に出てしまうことを懸念しておりますので、この辺も県との協議が必要かなと思いますけれども、抜本的な解決をお願いしたいと思います。

それと、滑地区もそうなんですけれども、下小坂の竹ノ鼻という地域のところに自動車の修理工場があるんですけれども、人家には直接入らなかったんですけれども、大きな土砂が出たと。自然学校の先生にお尋ねしたら、あれは両方とも段丘で、その上に真砂土が乗っていて、水を含むと崩落しやす

いということらしいです。真砂土というのは、特土法というものは初めて私知ったんですけれども、真砂土に関しては、土砂災害の危険性がある土ですよということが決められているらしいんですね。ですから、下仁田町も自然学校の先生たちもいるので、その辺の地形をうまく尋ねていただいて、参考にしていただくほうがいいかなというふうに思っております。

それと、災害箇所の復旧の見通しについてですけれども、災害見舞金支給対象と見舞金額、災害費用にかかる概算費用、災害復旧財源、それと非常食と備蓄について一括で質問しますので、一括で答弁をお願いします。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えします。

今回の台風19号で被害を受けられた方への支援策については、現在3つの制度がございます。

第1としましては、群馬県・下仁田町被災者生活再建支援制度でございます。この制度は、被害による住宅の被害程度が全壊と大規模半壊の世帯に対する支援制度で、罹災証明の被害程度が全壊の場合の基礎支援金としまして、単数世帯に対しては75万円、複数世帯に対しては100万円を支給いたします。また、被害程度が大規模半壊の場合は、単数世帯に対しては37万5,000円、複数世帯は50万円を支給いたします。その後、被害に遭われた方が住宅を再建する場合には、その再建方法に応じて加算金を支給いたします。まず、被害に遭われた方が新たに住宅を建設、または購入する場合、単数世帯に対しましては150万円、複数世帯に対しましては200万円。住宅の補修の場合につきましては、単数世帯は75万円、複数世帯は100万円を支給いたします。また、家は再建せず賃貸したいとする場合には、単数世帯には37万5,000円、複数世帯は50万円を支給いたします。この加算支援金につきましては、全壊、半壊とも同額でございます。

第2としましては、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度です。対象となる被害は、住宅が大規模半壊及び半壊及び一部損壊の被害を受けた方。応急的に修理をすれば居住が可能となり、自らの資力では応急ができない場合に、自治体が最小限の修理を行うという制度でございます。住宅応急修理の範囲は、屋根の基礎部分、基本部分、ドア開口部、そして上下水道等の配管等、日常生活に欠くことの出来ない部分が対象で、自治体が工事社に工事費を支払う制度です。支払い上限額につきましては、大規模半壊及び半壊の場合が59万5,000円、一部損壊が30万円でございます。

3つ目としましては、甚大な災害による下仁田町住宅改修資金補助金です。

今回の台風被害の対象となるのは、家屋被害程度が床下浸水の被害が対象となります。制度内容としましては、被害家屋の改修費の補助制度で、工事費が20万円以上のものが対象となり、補助率は10分の1で、上限額が10万円でございます。

次に、災害見舞金につきましては、町の災害見舞金支給要綱に基づきまして、被害に遭われた方に支給します。全壊世帯につきましては2万円、半壊及び床下浸水世帯には1万円、一部損壊世帯には5,000円のお見舞金を支給してございます。

次に、災害にかかる……

○6番 岩崎正春 時間だから、途中だけど。

○議長 島崎紘一 途中だけどいいかい。

○6番 岩崎正春 もう12時になるので、すみません。次に移るとオーバーしちゃうので。

○議長 島崎紘一 それでは、ここで暫時休憩をいたします。

なお、再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時00分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

総務課長

○総務課長 岡野均 先ほど岩崎議員さんのご質問の残る部分についてご回答させていただきます。

まず、災害復旧に係る概算費用と復旧財源、そして非常食とその備蓄状況ということでございます。

まず最初に、災害に係る概算費用と復旧財源についてお答えいたします。

今回の災害に係る工種別災害箇所数と復旧概算費用でございますが、道路、橋梁の災害被害箇所数が51カ所、土砂の片づけも含めた概算費用につきましては6億2,310万円、河川災害箇所数が18カ所で、費用が2,850万円、林道災害の路線数は5路線で、土砂片づけも含めた費用が9,770万円、農業用災害復旧費が500万円、教育施設災害が2カ所で760万円、消防の引き入れ道等の補修が7カ所で3,010万円、公園施設の土砂片づけが1カ所で70万円で、このような状況になってございます。

災害の概算復旧費の合計でございますが、7億9,270万円でございます。

次に、災害復旧費の財源でございますが、災害の国庫補助金につきましては3億3,920万円を見込んでございます。また、補助災害復旧事業債で、こちらについては3億3,800万円を見込んでございます。一般財源につきましては1億1,550万円というような形で見込んでございます。

次に、非常食の備蓄の状況でございます。

台風19号の災害前の備蓄状況でございますが、非常食につきましては、ご飯、パン、そしてビスコ等、合計で約3,600食、飲料水につきましては7,200本、毛布を260枚、下着類につきましては270枚を用意してございました。今回、8カ所の避難所における使用状況でございますが、非常食が1,324食、飲料水は984本、毛布は260枚使用いたしました。食料につきましては、400人が1日3食で3日間、避難所で過ごせることを見越して備蓄しております。また、飲料水につきましては、1人が1日3リットルを使用すると見込み、400人がやはり3日間避難できる本数を備蓄しておりました。今回使用して減った分につきましては、直ちに補充するとともに、今後は備蓄量のほうも充実させて参りたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長 島崎紘一 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 これらの非常食の備蓄等については、補充の対応はどのくらいまでに済みますかね。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 非常食の備蓄につきましては、12月の補正予算に備蓄量と、それよりもちょっと上回った数を今回、補正のほうで計上させていただいております。よろしく願いいたします。

○議長 島崎紘一 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 続きまして、林道被害の状況と復旧についてお尋ねします。

同じく災害認定箇所と復旧期間及び費用概算、流木防止対策についてもお尋ねします。よろしく願いします。

○議長 島崎紘一 農林課長

○農林課長 佐藤正明 お答えいたします。

林道の被災箇所につきましては、把握しているところで、全38路線中31路線に上りました。徐々に復旧作業に入っておりまして、現在では通行が困難な路線は19路線でございます。

復旧につきましては、群馬県の富岡森林事務所と現地を確認いたしました。

協議した中で、国の災害復旧事業に4路線を申請、県単の復旧工事に4路線を申請することとしました。他の箇所につきましては、町の維持補修で対応いたします。

復旧期間につきましては、今のところ未定ではありますが、出来るだけ早期に復旧するよう努めたいと思います。

費用につきましても、現時点での概算では9,770万円を見込んでおりますが、極力町の持ち出しを抑えられるよう進めていきたいと考えております。

流木対策でございますが、間伐した伐採木の仮置き、それから倒木等が山林内には数多く見られます。今後は、災害防止の観点から、なるべく立ち木以外を山林から搬出してもらえらる方策を検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長 島崎紘一 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 さきの復旧について、激甚災害指定になるとかということだったんですけれども、これらの林道整備についても、それらは適用されるのでしょうか。

○議長 島崎紘一 農林課長

○農林課長 佐藤正明 激甚災害は適用の対象になるかと思えます。

○議長 島崎紘一 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 それでは、防災・減災のための今後の対策について、これも一括で質問しますので、答弁も一括でお願いしたいと思います。

このたびの復旧工事について、原則とすれば原形復旧ということなんですけど、あわせて、より強固な整備を行うべきだと思いますけれども、その点の考えをお聞きしたいと思います。

また、先ほど若干触れていただきましたけれども、ハザードマップの周知、これらも存在も確認できていないお宅もあるようなので、その辺の周知を改めてしていただく予定があるかどうか。また、改定の有無、そしてさらにわかりやすく下仁田町の独特な地形等含めて、副読本的な資料、パンフレット等を配布する予定があるかどうか。

また、今回は大雨、台風による災害だが、大雪や地震、あるいはそれらが複合して発生した場合の対応方法等の対策はあるかどうか。

そして、自主防災組織についてお尋ねします。

また、最後に、災害ボランティアについてどのような対応を考えているのかお尋ねします。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

まず、強固な整備を行うべきではないかという部分でございますが、まず災害復旧につきましては、原形復旧で行うのが原則ではございますが、原形復旧が困難、また不適當な場合は、構造物等で申請する等の手段もございませう。

また、ハザードマップの周知等についてでございます。ハザードマップにつきましては、平成29年3月に作成し、同年5月までに全戸配布はさせていただいております。現在のハザードマップにつきましては、土砂災害が中心の内容となっております、水害に関する重要水防区域については、主要河川の情報が主体となっております。このことから、令和2年度には水防法に沿った千年に一度の暴風、大雨が降った場合の浸水想定区域ですね、洪水浸水想定区域を明記したわかりやすい土砂災害の防災マップを作り、配布したいというふうな形で考えてございます。

また、大雨等の複合災害ですかね、雪であるとか地震が発生した場合の対応でございますが、確かに一つの災害だけでも対応することが難しいということから、このような場合は、町職員、また消防団等が中心になり、群馬県や、また自衛隊等への応援要請をお願いし、また町民の生命を守ることを第一に、ライフラインの復旧等、全力を捧げて参りたいと考えてございます。

しかしながら、なかなか行政が補えない部分もあるかと思っておりますので、その部分につきましては、やはり町民の方の自助・共助という観点から、地域における助け合い等もお願いして参りたいと考えてございます。

また、自主防災組織でございますが、災害に際しましては、自ら身を守るということにつきましては、第一義ではございますが、地域で協力し合い、災害に対応することも大切と考えてございます。自主防災組織の存在については、大変重要であるというふうな形で考えてございます。このことから、まずは地域に対して自主防災組織等のあり方、または働きかけ等を今後行って参りたいと考えております。

最後に、災害ボランティアについてでございますが、全国的に見ますと、社会福祉協議会によるボランティアセンターの立ち上げが多くなっております。当町といたしましても、今後は町の社会福祉協議会と協力して、災害時におけるボランティアセンターの設立等も検討して参りたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長 島崎紘一 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 やはり災害に対しての対応は、自助・共助・公助というのはよくうたわれておりますが、やはり基本的には自助・共助、自分で危険を察知したら、早目に避難していただくとともに、隣近所が声をかけ合って避難する、あるいは当座の危機を脱していただくということが重要だと思います。

当然、今、課長の答弁にあるように、公助には限界があります。その辺の周知を改めて徹底していただきたいと思います。

また、自主防災組織については、私の承知しているところでは、川井にそういった組織があるというふうに聞いておりますが、なかなか広がりを見せていないのが現状だと思います。

災害ボランティアについても、やはり一度そういったものを立ち上げて、稼働してみるということも必要かなと思います。これらについても、災害ボランティアという腕章なり、シャツを着て行けば、それぞれ派遣されたということで、皆さんがよく周知されると思いますので、その辺の組織の立ち上げもよろしくお願ひしたいと思います。

あくまでも、守りたいのは命であって、残したいのは教訓だということでもありますので、今回の災害は、あちこちの道路の被害とか住宅の被害は多少ありましたけれども、人命に直接犠牲者はなかったということが幸いなので、今回のように、また避難もスムーズに行われるように進めていただきたいと思います。

そして、続きまして、障害者・高齢者支援と健康づくりについてお尋ねしたいと思います。

前段、ちょっとお話ししたいことがあったんですが、時間がないので割愛させていただいて、バリアフリーの進捗状況についてお尋ねいたします。

健康的に長生きするには、1に健診をまめに受けて、2に転ばないことではないかと思っております。これも、バリアフリー化も町も徐々に進めているわけですが、災害等もあった場合に、スムーズに助け出す、あるいは逃げ出すという観点で、お年寄り、体のご不自由な方にはバリアフリー化を家庭においても大いに進めていく必要があるのではないかとこのように思っております。

質問ですが、第5次総合計画では、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を促進するとあるが、現在のその進捗状況についてお尋ねします。よろしくお願ひします。

○議長 島崎紘一 福祉課長

○福祉課長 岡田恵子 お答えいたします。

町が新しく建設いたしました建物、下仁田町交流防災ステーションやまちなかマルシェ管理棟トイレ等につきましては、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化されております。今後も配慮してまいります。

○議長 島崎紘一 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 各ご家庭においての住宅改修費の推移等をお答えいただきたいと思っております。また、ユニバーサルデザインというのは、最近は大いに叫ばれておりますが、これらがどのような施工で進んでいるかどうか、点検したことがあるかどうか、それらをお尋ねします。

また、避難所におけるバリアフリー化がどの程度進んでおるかお尋ねしますので、よろしく申し上げます。

○議長 島崎紘一 福祉課長

○福祉課長 岡田恵子 まず、ご自宅の住宅改修でございますが、段差解消や手すり設置が主なものでございますが、障害者につきましては、重度の障害者手帳をお持ちの方がご利用でき、平成28年度が1件で33万5,000円、29年度、30年度はございませんでした。高齢者につきましては、介護保険制度利用により、平成28年度が33件で327万1,000円、29年度が34件で397万3,000円、30年度が35件で407万2,000円でございます。重度の障害者手帳をお持ちの方でも、介護保険制度をご利用できる方は、こちらが優先になります。

また、点検等の件でございますけれども、新しい施設は施工されておりますけれども、古い施設につきましては、ユニバーサルデザイン化はしてございません。

○議長 島崎紘一 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 それと、災害情報などを含めて、障害のある方にどのような情報手段があるのか、あるいは利用方法を考えているかお尋ねします。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えします。

まず、町のホームページの関係でございます。ウェブアクセシビリティという形で、ホームページのリニューアル時に、日本工業規格の基準に準拠いたしました。現在は、視覚の障害のある方には、色が変わるようになってございます。また、高齢者の方には、文字が大きくなるように対応してございます。しかしながら、リニューアルより年数が数年経過しているため、また次のシステム更新時には、新たな技術や基準に適合するよう対応してま

いりたいと考えてございます。

以上です。

○議長 島崎紘一 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 障害者の方も自宅にいる機会は結構多い方も多いと思うので、音声等による対応等もしていただければ、利便性が高まるのではないかと、いふうに考えております。

続きまして、健康診断や特定健診の受診状況についてお尋ねいたします。

高齢化の急速な進行により、介護費は介護制度を開始した2000年度に比べて約3倍ともなると言われて、10兆円にも膨らんでいるようでございます。地域医療構想には、患者の在宅移行を進めるなど盛り込まれていて、これらは超高齢化への対応策であるとも報じられていました。たとえ介護が必要になっても、長年住みなれた家や地域で暮らしたいと願う人は多いと思いますが、在宅医療、家族による在宅介護となっております。

現在の老老介護世帯、あるいはひとり世帯についてお尋ねいたします。それらの方に対しての下仁田町の現状と対応をお尋ねします。よろしくお願ひします。

○議長 島崎紘一 福祉課長

○福祉課長 岡田恵子 福祉課で把握しておりますのは、ひとり暮らし高齢者及び二人暮らし高齢者の世帯数で、毎年6月1日を基準に、70歳以上の方を対象として民生委員に調査をお願いしており、平成元年度のひとり暮らし高齢者世帯は451世帯、二人暮らし高齢者世帯は412世帯でございました。こういった介護予防や日常生活支援の関係ですけれども、65歳以上の方を対象に、いきいき健康教室、コグニサイズ等の介護予防教室を実施しております。また、各種サロン、公民館教室も介護予防につながっており、見守りやコミュニティづくりの効果もあります。

ご自身の介護予防とともに、虚弱な方を元気な方が支援したり、免許をお持ちでない方が他の方の車に同乗して参加したりと互助も生まれてきています。既に助け合いが出来ている地域もございますし、民生委員は声かけ、見守りを行ってくださいますが、ボランティアやシルバー人材の協力も徐々に広めるため、社会福祉協議会や地域との話し合いを進めているところでございます。

○議長 島崎紘一 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 第5次総合計画で示されている子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診の受診率は年々大幅に下がっている。これらの理由と、保健セ

ンターで出している資料が大分差がある、乖離があるんですけども、保健センターで出している各種検診の実施状況は、それほど毎年変わりなくて、50%前後、特定健診について挙げれば推移しているということですが、総合計画では、大分その辺の差があります。これらの理由についてどうでしょうか。

○議長 島崎紘一 保健課長

○保健課長 永井邦佳 各種検診についての受診率でございますけれども、特定健診につきましては、国保の被保険者さんを対象に行っておりまして、分母であります対象者の数が特定できるということでございますが、そのほか下仁田町でやっているがん検診につきましては、国保の被保険者のほかに、社会保険に加入されている方、全ての方も含んでおる対象ということになっておりまして、国保対象者であれば町のほうでも把握ができるのでありますが、社会保険等に入っておられる方につきましては、その事業所で健康診断を行っておったり、あるいは個人的に人間ドック等で利用されたりということで、実際のところ分母の数と実際に受診した人の数というものが特定をできないという事情があります。この数字におきましては、あくまでも町で受診された人数を町の対象者で割り込んでおりますので、実際のところは会社で行った方もいる場合がございますし、個人的に病院に行かれる方、あるいは人間ドックで行った方もおられるということで、町としてはそこまでの数字は踏み込んでございませんので、受診率の数字自体としては低く出ているということになっておるものでございます。

○議長 島崎紘一 あと2分です。

岩崎正春君

○6番 岩崎正春 いずれにしても、この数字が計算するもとの計算方法に差があるということで、正確な数字が出ないということなんですけれども、これらの検診を毎年横ばい状態ということですが、少しでも上げるような施策、努力はどのようにされますか。

○議長 島崎紘一 保健課長

○保健課長 永井邦佳 町では、それぞれ検診事業のほかに、検診に対する啓発事業、これを行っているところでございます。とにもかくにも、受診者の方が受けようという自分自身での健康に対する意識の高揚というものが必要でございますので、受けやすい検診の体制を整えることも必要でございますけれども、まずはそういった個人個人の意識を高めていくと、そういう政策をこれから進めていきたいというふうに感じております。

○議長 島崎紘一 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 時間ですので、最後に、受けやすい受診方法というのは、具体的に今の時点でどのように考えているかお尋ねします。

○議長 島崎紘一 保健課長

○保健課長 永井邦佳 現在も各地域に検診車でそれぞれ出て、なるべく近いところでの検診というものも実施しておるところでございますけれども、これらを継続するとともに、その都度来ていただいた方に個人的な相談事等も受けたりして、なるべく来て、相談に乗って、いろいろなことが町の検診で出来るような、そういった体制を整えてまいりたいというふうに感じております。

○議長 島崎紘一 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 時間ですので、途中ですが、終わります。

○議長 島崎紘一 以上で一般質問を終結いたします。

○議長 島崎紘一 本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 令和元年12月9日 午後 1時26分